

「モジュール授業」の留意点はしっかり押さえてください！

「モジュール」については、多岐にわたる実践と研究から、その利点や効果は実証されているところですが、経験の少ない先生にとっては、戸惑うことも多いかと思います。単なる時数合わせでないことはもちろん、子供たちの学びにとって効果的なものでなければ、実施する意味がありません。学習指導要領に示されている以下の点を必ず押さえた上で、子供たちにも先生方にも負担にならないように計画してください。

小学校学習指導要領（平成29年告示）・・・第3章 教育課程の編成及び実施・・・第2節 教育課程の編成・・・3 教育課程の編成における共通的事項・・・（2）授業時数等の取扱い

④ 授業の1単位時間（第1章第2の3の（2）のウの（7））

（7）各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。このため、各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとしている。

各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとまりや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的な配慮に基づき定められなければならない。

さらに、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、前項で述べたように学校教育法施行規則で年間授業時数が定められていないことから、この規定は適用されないが、これらについても、各学校において、指導内容や児童の発達の段階、さらには児童の学習負担などに十分配慮して適切な時間を定めることになるのは言うまでもない。

⑤ 短い時間を活用して行う指導（第1章第2の3の（2）のウの（イ））

（イ）各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

本項は、各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う際の配慮事項を示している。具体的には、例えば15分の短時間を活用した授業や、45分と15分の組み合わせによる60分授業など、児童の発達の段階及び学習内容に応じて特定の教科等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができることとするものである。

このうち特に 10 分から 15 分程度の短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳科や特別活動(学級活動)の授業を毎日 10 分から 15 分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

また、外国語学習の特質を踏まえ、短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時間を確保した上で、両者の関連性を明確にする必要がある。このため、年間 35 単位時間、週当たり 1 単位時間の外国語活動を短時間で実施することは、上記のようなまとまりのある授業時間を確保する観点から困難である。なお、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

なお、各教科等における短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点を示すと次のとおりとなる。

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・ 各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連づけた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

⑥ 給食、休憩などの時間（第 1 章第 2 の 3 の (2) のウの(ウ)）

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めることとしている。学校全体の生活時間や日課について工夫を加えるとともに、地域や学校の実態に応じ、給食、休憩の時間の設定を工夫する必要がある。

⑦ 時間割の弾力的な編成（第 1 章第 2 の 3 の (2) のウの(エ)）

(エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

本項は、各学校においては、時間割を年間で固定するのではなく、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があることを示している。

また、「年間の授業週数」については年間 35 週以上にわたって行うことなく特定の期間に行うことができること（第 1 章総則第 2 の 3 (2) ア）、「授業の 1 単位時間」については各学校において定めること（第 1 章第 2 の 3 (2) ウ(ア)）をそれぞれ規定しており、各学校においては児童や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的な教育課程を編成し、実施することができる。

なお、平成 20 年 1 月の中央教育審議会の答申において、「各教科の年間の標準授業時数を定めるに当たっては、子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習の方がより効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り 35 の倍数にすることが望ましい」との提言がなされた。この答申を踏まえ、前回の改訂より、例外はあるものの、各教科等の年間の標準授業時数を 35 の倍数にすることを基本とした。

以上のことを基本に、原則、次の組合せになります。これを年間の標準授業時数と、学習内容、時期等との関係から、105 分の年間指導計画を効果的に立案することが重要です。時数確保優先ではありません。

	15 分（最小）	45 分（基本）	60 分（15+45）	90 分（45×2）や 105 分（15+45×2）
例	○英語のアクティビティ ○計算や漢字の反復	通常の 授業単位	○体育（運動量の確保） ○算数（練習問題の確保）	○図工（まとまった時間の確保） ○生活や総合（同上）